

令和 6 年 12 月

長門市議会定例会

議案参考資料

## 目 次

### 議 案

第4号	長門市YYふれあいセンター条例	・・・	1
第5号	長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例	・・・	2
第6号	長門市印鑑条例の一部を改正する条例	・・・	3
第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例	・・・	4
第8号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	・・・	5
第9号	長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例	・・・	6
第10号	長門市仙崎交流プラザの指定管理者の指定について	・・・	8
第11号	長門市俵山交流プラザの指定管理者の指定について	・・・	9
第12号	長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定に ついて	・・・	10
第13号	金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について	・・・	12
第14号	香月泰男美術館の指定管理者の指定について	・・・	13
第15号	長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について	・・・	14
第16号	長門市俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更につい て	・・・	16

## 長門市 Y Y ふれあいセンター条例

### 1 趣 旨

油谷支所敷地内において、新庁舎と併せ、デマンド交通の待合や地域住民及び市内外から訪れる人々等が相互に交流できるスペース、並びに油谷地域における保健・福祉の拠点機能を有する複合施設を整備することから、必要な事項を定めるもの。

### 2 概 要

#### (1) 目的及び設置（第 1 条関係）

地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上を図るとともに、地域住民及び市内外から訪れる人々等の相互の交流を図ることを目的とする。

#### (2) 名称及び位置（第 2 条関係）

名称は「Y Y ふれあいセンター」（以下「センター」という。）とする。  
※油谷地域においては、「Y U Y A」の頭文字をとった「Y Y ○ ○」や「わ い わ い ○ ○」などの施設やイベントがあるため、油谷地域の住民に親しみやすい施設となることをイメージしている。

#### (3) 施設の構成（第 3 条関係）

多目的ホール 1・2、健康相談室、待合交流スペースで構成する。待合交流スペースは誰でも利用できることを想定し、許可等を不要としている。

#### (4) 休館日及び開館時間（第 5 条、第 6 条関係）

センター自体は、土日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで休館とするが、一部施設（多目的ホール・待合交流スペース）については、土日、祝日及び夜間に使用できるよう施行規則で規定する。

#### (5) 使用料及び使用料の減免（第 14 条関係）

別表参照（長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の現油谷保健福祉センターの該当規定は廃止する。）。

使用料の減免を規定し、詳細は施行規則で規定する。

### 3 施行期日

公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

※附則により、一部改正を規定。

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

老朽化している油谷支所庁舎を建替え、地域住民の利便性の維持を図る。

2 改正の内容

油谷支所庁舎建替えに伴う所在地番の変更（第2条関係）

【改正前】長門市油谷新別名 964 番地

【改正後】長門市油谷新別名 1003 番地 1

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 長門市印鑑条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

市民への個人番号カードの普及に伴い、全国のコンビニエンスストア等の店舗（以下「店舗」という。）に設置されている多機能端末機から個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書が取得できるサービス（コンビニ交付）を行っているが、窓口でも顔写真入りの公的な本人確認書類を提示することで印鑑登録証明書の交付が可能となるよう改正を行い、市民の利便性の向上を図る。

### 2 改正の内容

窓口での印鑑登録証明書の申請については、印鑑登録証の提示が必須であったが、本人に限り、顔写真入りの公的な本人確認書類があれば印鑑登録証明書の交付が可能となる。

### 3 施行期日

公布の日

### 4 その他

コンビニ交付と同様に、印鑑登録証を持参せずとも、印鑑登録証明書が取得できるようになる。

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正の趣旨

刑法の改正に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから該当する条例の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

### 3 改正条例（全7条例）

長門市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、長門市一般職の職員の給与に関する条例、長門市職員退職手当に関する条例、長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、長門市情報公開・個人情報保護審査会条例、長門市議会個人情報保護条例

### 4 施行期日

令和7年6月1日

※刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）と同日。

## 長門市営住宅条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

令和4年度地籍調査実施地区の登記完了に伴い、黄波戸駅前市営住宅の地番に変更が生じたことから、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

別表（第3条関係）日置地区

黄波戸駅前市営住宅の所在地番の変更

【改正前】長門市日置上 2006 番地 10

【改正後】長門市日置上 2006 番地 9

### 3 施行期日

公布の日

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部を改正する条例

1 改正の趣旨

消防団員は地域における消防防災体制の中において中心的な役割を果たす存在であるが、本市における消防団員数は人口減少に伴い年々減少の一途を辿っていることから、現在の団員数に即した条例定数に改めるとともに、団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、団員の処遇改善により、将来にわたる団員の確保と地域防災力の維持を図ることを目的として、年額報酬及び出勤報酬を国の基準に定める標準額に引き上げるため、所要の改正を行うもの。

また、機械整備手当についても、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 定員（第2条関係）

団員の定数は、「1,070人」を「950人」とする。

(2) 年額報酬（第13条関係）

- ・ 団長 年額「91,000円」を「82,500円」とする。
- ・ 副団長・方面隊長 「副団長・」を削り、年額「64,000円」を「69,000円」とする。
- ・ 分団長 年額「46,000円」を「50,500円」とする。
- ・ 副分団長 年額「33,000円」を「45,500円」とする。
- ・ 部隊長 年額「30,000円」を「40,000円」とする。
- ・ 副部隊長 年額「27,000円」を「37,000円」とする。
- ・ 班長 年額「24,000円」を「37,000円」とする。
- ・ 団員 年額「20,000円」を「36,500円」とする。

(3) 費用弁償（第14条関係）

これまで、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては費用弁償を支給していたものを出勤報酬とし、支給金額も改めるもの。

- ・ 火災及び捜索に出勤した場合 出勤1回当たりの支給金額は1人につ

き「7,000円」を「8,000円」とする。

- ・「機械整備に従事した場合 手当は月額とし、部隊の保有するポンプ機材1台当たり3,500円の定額に、部隊に所属する団員数に100円を乗じた額を加算した額」を「機械整備手当として、部隊の保有するポンプ機材1台当たり月額5,000円」とする。

### 3 施行期日

令和7年1月1日

## 長門市仙崎交流プラザの指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門市仙崎交流プラザ	長門市仙崎 2000 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 仙崎振興会  
 事業所の所在地 長門市仙崎 1374 番地  
 代 表 者 会長 沓野 昭次

## 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年）

## 4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

54,539,000 円

## 5 業務内容

- (1) 地域交流プラザの管理運営に関する業務
- (2) 地域交流プラザの運営上必要と認められる事業の実施に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

仙崎公民館は令和 7 年 4 月 1 日から仙崎交流プラザとなるが、これまでの指定管理者である仙崎振興会の施設運営は、社会教育法に定められた公民館の目的を達しており、地域の生涯学習拠点及び家庭教育支援拠点として十分に機能している。また、地域教育ネット事業に特に注力しており、公民館を中心として、学校、家庭及び地域とのつながりを生み出す一因ともなるなど、地域づくりの拠点としても機能を十分に発揮している。

地域交流プラザは、地域住民が主体的に参加し、多様な世代が共に学び、交流する場を提供することにより、生涯学習の推進、地域コミュニティの活性化を促進し、持続可能な地域社会の実現を目的としており、その運営は、地域と一体となった各種事業を積極的に展開することが求められ、地域住民で構成される自主運営組織に委託することが適当であると考えことから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 長門市俵山交流プラザの指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門市俵山交流プラザ	長門市俵山 2302 番地 1

## 2 指定管理者候補者

名 称 俵山地区発展促進協議会  
 事業所の所在地 長門市俵山 2302 番地 1  
 代 表 者 会長 藤野 忠次郎

## 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年）

## 4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

28,182,000 円

## 5 業務内容

- (1) 地域交流プラザの管理運営に関する業務
- (2) 地域交流プラザの運営上必要と認められる事業の実施に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

俵山公民館は令和 7 年 4 月 1 日から俵山交流プラザとなるが、これまでの指定管理者である俵山地区発展促進協議会は、自治会、スポーツ振興会、青年部、地域住民によって組織された NPO 法人等により構成される組織であり、平成 20 年からの俵山公民館の指定管理者として良好な管理運営を継続し、地域に根差した各種事業活動も積極的に展開している。

地域交流プラザは、地域住民が主体的に参加し、多様な世代が共に学び、交流する場を提供することにより、生涯学習の推進、地域コミュニティの活性化を促進し、持続可能な地域社会の実現を目的としており、その運営は、地域と一体となった各種事業を積極的に展開することが求められ、地域住民で構成される自主運営組織に委託することが適当であると考えることから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門市文化会館「ラポールゆや」	長門市油谷新別名 10833 番地

2 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団  
 事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
 代 表 者 理事長 大谷 恒雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（1 年）

4 業務内容

- (1) 芸術及び文化活動の普及振興に関する業務
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の目的を達成するために必要な業務

5 公募及び選定結果の概要

(1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者

ア 市内に事業所を有すること

イ 法人又は指定管理の開始までに法人格を取得する見込みのある者

(2) 応募団体

1 団体（公益財団法人 長門市文化振興財団）

## (3) 募集・選定経過

事項	年 月 日
募集公告	令和 6 年 10 月 11 日 (金)
募集要項等配布	令和 6 年 10 月 11 日 (金) ～11 月 1 日 (金)
質問の受付	令和 6 年 10 月 17 日 (木) ～10 月 18 日 (金)
質問書に対する回答	令和 6 年 10 月 22 日 (火)
応募書類の受付	令和 6 年 10 月 23 日 (水) ～11 月 1 日 (金)
選定委員会 ・ 応募者からの事業計画の説明およびヒアリング ・ 事業計画の審査 ・ 指定管理者候補者の選定	令和 6 年 11 月 5 日 (火)

## (4) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

40,676,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
金子みすゞ記念館	長門市仙崎 1308 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団  
 事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
 代 表 者 理事長 大谷 恒雄

## 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（1 年）

## 4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

17,718,000 円

## 5 業務内容

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関する業務
- (2) 記念館の資料に係る調査及び研究に関する業務
- (3) 記念館の利用促進に関する業務
- (4) その他記念館の目的を達成するために必要な業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

公益財団法人長門市文化振興財団は、市内文化施設 5 館（ルネッサながと・村田清風記念館・くじら資料館・金子みすゞ記念館・香月泰男美術館）を指定管理者として管理運営を行っている。設立趣旨の異なる文化施設ではあるが、同一テーマを設定し、連動した企画展を実施するなど、これまでの文化振興財団の知見を活かし、情報発信をすることで、交流人口の拡大に努めている。ルネッサながと・村田清風記念館・くじら資料館の指定管理期間が令和 7 年度までとなっており、それに合わせ令和 7 年度まで文化施設を一体管理、連携した企画を実施していくことが望ましい。

公益財団法人長門市文化振興財団にも継続の意思があることから長門市の公の施設の指定管理の指定の手続き等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 香月泰男美術館の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
香月泰男美術館	長門市三隅中 226 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団  
 事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
 代 表 者 理事長 大谷 恒雄

## 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（1 年）

## 4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

32,880,000 円

## 5 業務内容

- (1) 美術作品その他美術に関する資料を収集保管し、又は展示して、市民及び広く一般の利用に供する業務
- (2) 市民の美術に関する集会、研修会等に施設を提供する業務
- (3) 美術作品等に関する調査及び研究を行う業務
- (4) その他美術館の管理に関し市長が必要と認める業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

公益財団法人長門市文化振興財団は、市内文化施設 5 館（ルネッサながと・村田清風記念館・くじら資料館・金子みすゞ記念館・香月泰男美術館）を指定管理者として管理運営を行っている。設立趣旨の異なる文化施設ではあるが、同一テーマを設定し、連動した企画展を実施するなど、これまでの文化振興財団の知見を活かし、情報発信をすることで、交流人口の拡大に努めている。ルネッサながと・村田清風記念館・くじら資料館の指定管理期間が令和 7 年度までとなっており、それに合わせ令和 7 年度まで文化施設を一体管理、連携した企画を実施していくことが望ましい。

公益財団法人長門市文化振興財団にも継続の意思があることから長門市の公の施設の指定管理の指定の手続き等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門湯本温泉駐車場	長門市深川湯本 2332 番地 1

## 2 指定管理者候補者

名 称 長門湯本温泉まち株式会社  
 事業所の所在地 長門市深川湯本 1257 番地  
 代 表 者 代表取締役 伊藤 就一

## 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年）

## 4 業務内容

施設の使用の許可、利用料金の徴収、施設の設備管理、美観の維持等に関する業務

## 5 公募及び選定結果の概要

## (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者

- ア 市内に事業所を有する法人又は指定期間開始までに法人格を取得する見込みのあるもの
- イ 各種税金を滞納していないこと
- ウ 暴力団員でないこと等

## (2) 応募法人

- 1 法人（長門湯本温泉まち株式会社）

## (3) 募集・選定経過

事項	年 月 日
募集公告	令和 6 年 9 月 25 日 (水)
募集要項等配布	令和 6 年 9 月 25 日 (水) ~10 月 18 日 (金)
質問の受付	令和 6 年 9 月 25 日 (水) ~10 月 4 日 (金)
質問書に対する回答	令和 6 年 10 月 11 日 (金)
応募書類の受付	令和 6 年 10 月 15 日 (火) ~10 月 18 日 (金)
選定委員会 ・ 応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・ 事業計画の審査 ・ 指定管理者候補者の選定	令和 6 年 11 月 5 日 (火)

## (4) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、長門湯本温泉まち株式会社を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

900,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 長門市俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更について

### 1 現行の指定管理者の指定期間について

令和 5 年 12 月 11 日提出、令和 5 年 12 月 27 日議決

### 2 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 長門市俵山公民館

位置 長門市俵山 2302 番地 1

### 3 指定管理者

名 称 俵山地区発展促進協議会

事業所の所在地 長門市俵山 2302 番地 1

代 表 者 会長 藤野 忠次郎

### 4 現行の指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

### 5 俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に変更する。

### 6 変更理由

俵山公民館は、令和 7 年 4 月 1 日から、根拠条例である長門市公民館条例（平成 17 年長門市条例第 165 号）を廃止し、令和 6 年 10 月 22 日に議決された長門市地域交流プラザ条例（令和 6 年長門市条例第 33 号）を根拠条例とした「俵山交流プラザ」として供用開始することから、俵山公民館としての施設の指定管理期間を令和 7 年 3 月 31 日までとし、改めて俵山交流プラザとして指定管理の手続きを行うため。